

令和5年度 健康診断について

疾病の早期発見・早期治療のためにも、年に一度必ず健康診断を受けましょう！

1. 予約期間および受診期間

- ①健診予約期間 令和5年4月4日 ～ 令和6年2月29日
- ②健診受診期間 令和5年4月4日 ～ 令和6年3月31日
- ③年齢基準日 当該年度末（3月31日）時点の年齢

2. 健診の種類、受診資格および費用負担

■基本健診（※複数コースに受診資格があっても、いずれかのコース年度1回までになります）

基本健診項目 (健診の種類)	受診資格		費用負担	
			本人負担額	補助上限額
定期健康診断 (特定健診含む)	被保険者	～34歳まで	0円	全額
	任意継続被保険者	18歳以上		
	被扶養者	20歳以上	補助上限超過額	5,000円
生活習慣病健診 (特定健診含む) ※胃検査、あり・なしを選択してください。	被保険者	35歳以上	0円	全額
	任意継続被保険者		補助上限超過額	25,000円
	被扶養者	40歳以上	補助上限超過額	15,000円
人間ドック (特定健診含む)	被保険者	35歳以上	補助上限超過額	35,000円
	任意継続被保険者		補助上限超過額	25,000円
	被扶養者	40歳以上	補助上限超過額	15,000円
特定健診	被扶養者	40歳以上	0円	全額

※被扶養者に任意継続被扶養者も含まれます。

※本人負担額は、補助上限額内に費用が収まれば徴収しません。

ただし、受診資格を満たしていない受診対象者が受診を希望する場合、受診資格がある基本健診項目と受診を希望する基本健診項目の差額を負担することで、受診することができます。

※35歳以上の「被保険者」は、「生活習慣病健診」又は「人間ドック」を受診してください。

※生活習慣病健診受診の際は「胃検査（あり・なし）」を選択できます。

■オプション検診（※基本健診のオプションとして受診可能です。）

健診の種類		受診資格		費用負担		
				本人負担額	補助上限額	
婦人科	子宮がん検査	被保険者 被扶養者 ※任意継続含む	20歳以上 (女性)	0円	全額	
	乳がん検査			乳房超音波 又は マンモグラフィー の どちらか	0円	全額
				乳房超音波とマンモグラフィーの セット受診	補助上限超過額	5,000円
甲状腺検査		被保険者	全員	全額	0円	
		任意継続被保険者	18歳以上	全額	0円	
		被扶養者	20歳以上	全額	0円	

3. 予約内容の変更・キャンセル

1. 予約内容を変更するとき、予約をキャンセルするときは、ご自身で医療機関に電話してください。

2. 変更・キャンセル内容をバリューHRへご連絡ください。

■E-メール：kensin-vb@apap.jp

■電話：0570-075-705（平日 9：30-18：00）

4. 個人負担額の支払い

※本人負担額はポイントにて支払いまたは、健診当日現金支払いとなります。医療機関によってポイント利用の可否は異なります。

5. 健診結果票の取扱いについて

●健診結果票は、医療機関から受診者本人と健康保険組合に提出されます。

●健康保険組合は、受診者の健診結果をデータで保管するとともに、メタボリックシンドローム該当者および予備群に該当した方に対して保健指導を行うなど、みなさまの健康管理に役立てていきます。

●会社は、労働安全衛生法により従業員に対して年1回法定健診を実施する義務が課せられています。このため、健康保険組合と事業主（会社）は定期健康診断を共同事業として実施しており、健診結果データを事業主（会社）に提出させていただきます。

6. 二次検査について

●二次検査（再・精密検査）は保険診療となります。

●二次検査を実施した場合、本人負担分は当日現金支払いとなります。

7. 契約医療機関以外の受診について

●契約医療機関で受診してください。契約医療機関以外での受診は **全額自己負担** となります。